**環　境　法　令　遵　守　状　況　確　認　調　査　票**

**１．工場・事業場概要（回答担当者名：　　　　）**

|  |  |
| --- | --- |
|  事業場名（所在地） |  |
|  事業場の代表者 |  |
|  業　　種 |  |
|  常用雇用者数 | 　　　名 |  操業時間 |  定時操業 ： ～　　： |
|  環境管理担当部課 |  |  連絡先 | Tel：Email：. |
| 主な生産品目 |  |

※事業場の敷地平面図を添付してください。

**２．水質汚濁防止法関係（回答担当者名：　　　　）**

※最新の届出（　年　月　日届出分）をもとに記載しています。

①特定施設等の設置状況について

設置されている特定施設の内有害物質使用特定施設の基数をカッコ内に記入してください。

|  |
| --- |
| 　届出状況　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（内有害物質使用特定施設　　　　基）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（内有害物質使用特定施設　　　　基） |

　変更の有無　：　あり　　なし

　「あり」の場合は、その内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※基数、種類、設置場所等の変更がある場合は、別途届出が必要です。

②1日の平均的な排水量について

　○㎥からの変更の有無　：　あり　　なし

「あり」の場合は、変更後の排水量　　（　　　　）㎥

※事業場から河川への排水量を記載してください（公共下水道投入分は含みません）。

③有害物質の使用の有無について

　別紙１「有害物質使用状況チェックシート」を提出してください。

④有害物質使用特定施設等の管理について

　有害物質使用特定施設および有害物質貯蔵指定施設を設置している場合は、管理要領および定期点検の記録を提出してください。

⑤排出水の自主検査の実施について

　日平均排水量が10㎥を超える場合および有害物質を使用している場合は、年に1回以上の排出水の自主検査を実施する必要があります。実施している場合は直近の自主検査結果の写しを提出してください。

**３．大気汚染防止法関係（回答担当者名：　　　　）**

※最新の届出（　年　月　日届出分）をもとに記載しています。

①ばい煙発生施設・VOC発生施設・粉じん発生施設の設置状況について

|  |
| --- |
| 　届出状況　：　 |

変更の有無　：　あり　　なし

　「あり」の場合は、その内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　※基数、種類、設置場所等の変更がある場合は、届出が必要です。

②排ガスの自主検査の実施について

　ばい煙発生施設やVOC発生施設を設置している場合は、法定頻度での排ガスの自主検査を実施する必要があります。自主検査を実施している場合は、その頻度を記入し、直近の自主検査結果の写しを提出してください。実施頻度：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**４．騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法関係（回答担当者名：　　　　）**

※騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法は市町村の管轄であるため、市町村環境担当課による確認が行われます。

①騒音発生施設の設置状況について

　以下の表に記入してください。※騒音規制法施行令別表第１に掲げる番号および規模を記載

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定施設番号※ | 種　類 | 設置基数 | 規　模※ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

②振動発生施設の設置状況について

以下の表に記入してください。※振動規制法施行令別表第１に掲げる番号および規模を記載

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定施設番号※ | 種　類 | 設置基数 | 規　模※ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

③特定悪臭物質の使用について

　別紙３「悪臭防止法特定悪臭物質チェックシート」を提出してください。

④苦情の発生状況について

　過去3年以内に、騒音等公害関係苦情がある場合はその概要を以下に記載してください。

|  |
| --- |
|  |

**５．廃棄物処理法関係（回答担当者名：　　　　）**

①廃棄物の発生状況について

　事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に必要な産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況については、県知事への報告が必要です。ついては、前年度分実績の記載された産業廃棄物管理票交付等状況報告書の写しを提出してください。未提出の場合は以下にその理由を記載してください

（例：1年間産業廃棄物の搬出がなかったため。電子マニフェストを利用したため）。

　（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

②PCB廃棄物について

　PCB廃棄物の保管の有無　：　（　高濃度　　　低濃度　　　保管無し　）

➂事業系一般廃棄物について

・年間発生量　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　kg）

・収集運搬・処分先（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**６．その他環境法令の遵守について（回答担当者名：　　　　）**

①フロン排出抑制法について

　第一種特定製品（業務用の空調・冷蔵・冷凍機器）を保有している場合は、3か月に1回以上の頻度で簡易点検を実施する必要があります。設置されている第一種特定製品の台数を以下に記載し、代表的な機器の点検記録を提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 原動機の出力 | 7.5kW未満 | 7.5kW以上50kW未満 | 50kW以上 |
| 空調機器 |  |  |  |
| 冷蔵機器・冷凍機器 |  |  |

第一種特定製品数：　（　計　　　　　　　台　）

※参考：フロン排出抑制法パンフレット

②公害防止管理者について（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条～第6条）

　公害防止管理者等の選任状況の変更の有無　：　あり　　なし

　「あり」の場合はその内容：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**７．環境事故の未然防止について（回答担当者名：　　　　）**

　近年、油や薬品の流出による水質事故が増加しています。原因は風水害、人為的要因、施設の老朽化等多岐にわたり、一度発生した事故を収束させるには多大な労力と費用が必要になることがあります。例えば、貴事業場の土地の大雨時の浸水リスクは、○ｍです（詳細は、地先の安全度マップを参照：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19581.html）。水質事故による被害を防ぐには、事前準備が非常に重要です。水質汚濁防止法では、漏洩した場合のリスクが大きい物質を指定物質として定め、事故発生時の応急措置の実施と行政への通報を義務付けています。まずは、指定物質の使用状況を確認し、別紙2「水質汚濁防止法「事故時の措置」が必要な物質の使用状況チェックシート」を提出してください。また、事業場内で使用する物質に応じた環境事故（油漏れ、排水処理施設の異常等）の発生を想定し、各種対策（事故対応資材の準備、対応訓練の実施、緊急連絡体制や対応マニュアルの整備等）の実施を検討してください。

※大雨時の浸水リスクとは、200年に一度程度の降る雨（概ね1時間131mm）を想定しています。

環境事故の未然防止のための取組の実施状況について記載してください。

・事故対応資材の準備　：　あり　　　なし

・事故対応訓練の実施　：　あり　　　なし

・緊急連絡体制の整備　：　あり　　　なし

・事故対応マニュアルの整備　：　あり　　　なし

**８．環境保全に資する取組について（回答担当者名：　　　　）**

環境汚染事故の未然防止、カーボンオフセット等CO2排出削減の取組、地球温暖化防止、化学物質の排出抑制等、貴工場・事業場で実施されている環境保全に資する取組があれば記入して下さい。（県内の各事業場における環境保全に関する取り組みの向上のため、取りまとめの上、他の事業場での取り組みの参考としていただけるよう、研修会等で紹介させていただく場合があります。（事業場名の公表は想定しておりません。））

|  |
| --- |
| 記入例：太陽光発電の導入、法令よりも厳しい排水自主基準の設定、潤滑油配管を地下埋設から地上へ変更　等 |

***本調査は以上です。ご回答ありがとうございました。***